

毎日汽船發着所ニ集合シ時々事業主ヲ訪問文拂ヲ督促スル  
ノ外特異ノ行動ナキモ價金未拂永キニ亘レル為生活ニ窮セ  
ル狀況ナリ

(2) 事業主側

社長土屋正明ハ大阪ニテ金策ニ努メワ、アルモ成功セズ業  
務担当者タル兄義行ト共ニ相互ニ責任ヲ轉嫁シワ、アル実  
情ナリ

(3) 交渉状況

十二月廿二日午後三時水上警察署ニテ

事業主側 土屋義行

労働者側 米、金谷

會見レタルカ労働者ヨリ給料文拂ヲ懇願シ土屋ハ至急解決  
スル旨ヲ約シ會見ヲ了レリ

右及申(通) 報候也

勞務第四五七一號

昭和五年十二月十六日

警視總監 丸 山 鶴 吉

2014



内務大臣 安達謙藏 殿  
社会局長官 吉田共政 殿  
大阪府奈川各府知事 殿

東京巡航松合資会社労働争議ニ関スル件 (第三報)

要旨 其後警察長特異ノ行動ナシ

標記争議ニ就テハ既報ノ處其後ノ経過左記ノ通

記

一 経過

(1) 労働者側